

建築基準法第 43 条認定・許可チェックシート

認定と許可の区別

分類	内容		法第 43 条第2項		包括 許可基準 (詳細は裏面)
			認定 (一号)	許可 (二号)	
省令第 10 条 の2の2(一) 広い空地	山間地等の気象観測所等で多人数が利用しない建築物		—	<input type="checkbox"/>	包括(1)
省令第 10 条 の2の2(二) 4m以上 の農道等	幅員4m以上の農道等に接する建築物(農道等について管理者の承諾が必要)		—	<input type="checkbox"/>	包括(2)
	幅員4m以上の農道等に接する、 <u>200㎡以下の一戸建て住宅</u> ※ 事務所や店舗等の用途を兼ねていないか <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	—	—
	※ 敷地内既存建築物を含む床面積の合計が 200㎡以下か <input type="checkbox"/>				
省令第 10 条 の2の2(三) 水路跨ぎ	前面道路が法 42 条の道路であって、河川占用許可を受けた水路を跨ぐ建築物		—	<input type="checkbox"/>	包括(3)ア
	前面道路が <u>法 42 条第 1 項の道路(幅員4m以上)</u> であって、河川 占用許可を受けた水路を跨ぐ、 <u>200㎡以下の一戸建て住宅</u> ※ 前面道路は法 42 条第1項道路か(2項道路以外) <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	—	—
	※ 事務所や店舗等の用途を兼ねていないか <input type="checkbox"/>				
	※ 敷地内既存建築物を含む床面積の合計が 200㎡以下か <input type="checkbox"/>				
省令第 10 条 の2の2(三) 1.8m以上 の赤道等 の通路	幅員 1.8m以上の立ち並びの <u>無い</u> 通路に接する建築物	建替	—	<input type="checkbox"/>	包括(3)イ
	幅員 1.8m以上の立ち並びの <u>ある</u> 通路に接する建築物	建替	—	<input type="checkbox"/>	包括(3)ウ
		新築	—	<input type="checkbox"/>	包括(3)エ
手数料			27,000 円	33,000 円	—
消防同意			—	必要	—
様式			第 48 号様式	第 43 号様式	—

	法 43 条第 2 項第二号 包括許可基準	(3) ア	(3) イ	(3) ウ	(3) エ
敷地・通路	幅 2m 以上接する				
	日常的に通行できるもの				
	専用通路				
	道路に接続する幅員 1.8m 以上の通路				
	通路を 2 項道路とみなしたときに生じる後退部分が通路と一体に整備されていること				
	杭等により、みなし後退線の境界が明らかに確認できる状態				
使用承諾	占用許可・管理者の承諾				
	赤道等で地方公共団体が管理				
	使用承諾(赤道は不要)				
基準法・条例	前面道路とみなして法第 52 条第 2 項(容積率)				
	前面道路とみなして法第 56 条各項(斜線制限)				
	前面道路とみなして条例の規定(接道長さ、前面道路の幅員等)				
立ち並び	立ち並び なし				
	立ち並び あり				
既存の適法性	現に存する建築物で、法第 43 条許可制度以前(H11.4.30 以前)に適法に建築されたものの建替え又は増築				
用途	用途は従前の建築物と同一				
	一戸建て住宅・兼用住宅・付属建築物(附属車庫は 50 m ² 以内)				
階数	階数は 2 以下又は既存以下(地階を除く)				
	階数は 2 以下				
準防火地域	準防火地域に建築するものとみなして、法第 62 条第 2 項(外壁・軒裏防火構造)・法第 63 条(屋根の構造)・法第 64 条(外壁開口部)に適合(平成 22 年 3 月 31 日以前に建築又は築造された部分を除く)				
消防	消防同意				